

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成24年2月15日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

平成24年度の単価契約に係る下記(1)のアからカまでの委託について、それぞれ入札  
し、契約するものである。

### (1) 委託件名（履行場所（対象））

- ア 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1（左京区・東山区（五条通以北））  
イ 京都市道路区域明示測量等業務委託 その2（北区（紙屋川以東）・西京区）  
ウ 京都市道路区域明示測量等業務委託 その3（右京区・北区（紙屋川以西）・南  
区（西高瀬川以西））  
エ 京都市道路区域明示測量等業務委託 その4（中京区・山科区）  
オ 京都市道路区域明示測量等業務委託 その5（上京区・下京区・南区（西高瀬川  
以東））  
カ 京都市道路区域明示測量等業務委託 その6（伏見区・東山区（五条通以南））

### (2) 業務概要

申請地における道路区域を明示測量し、道路区域明示図及び市有財産境界明示図を  
作成する業務について、下記(3)に記載の業務種別ごとに単価を定め、市内を6分割し  
て区域ごとに委託するものである。

### (3) 予定数量

上記(1)のアからカまでの委託に係るそれぞれの業務種別に係る予定数量について  
は、次の表のとおりとする。

ただし、この契約は単価契約であり、下記の予定数量はあくまで予定であって、当  
該委託に係る実際の履行数量とは一致するものではない。

| 業 務 種 別 | 単<br>位 | 予 定 数 量 |       |       |       |       |       |
|---------|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |        | ア       | イ     | ウ     | エ     | オ     | カ     |
| 4級基準点測量 | 点      | 210     | 250   | 170   | 210   | 330   | 300   |
| 任意多角点測量 | 点      | 170     | 180   | 220   | 190   | 210   | 250   |
| 境界点測量   | 点      | 1,900   | 2,000 | 2,500 | 2,100 | 2,000 | 2,200 |

|                      |   |       |       |       |       |       |       |
|----------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平面測量 平地              | m | 8,400 | 8,100 | 9,400 | 9,000 | 9,600 | 9,300 |
| 平面測量 山地              | m | 10    | 10    | 30    | 100   | 10    | 10    |
| 復元調査測量               | 点 | 130   | 20    | 150   | 130   | 300   | 130   |
| 既明示追加測量<br>(マイラー再利用) | 式 | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| コンクリート境界標埋設          | 本 | 10    | 30    | 50    | 40    | 10    | 90    |
| プレート境界標埋設            | 枚 | 360   | 380   | 500   | 380   | 420   | 430   |
| プレート境界標撤去            | 枚 | 45    | 30    | 30    | 30    | 40    | 50    |

(4) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 支払条件

月毎の出来高払

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者（以下「当該有資格者」という。）とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者は、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手し、入札を行う。

ア 下記(4)アに該当し、4(1)に記載の一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の書類を4(3)中段に記載のインターネットを利用して提出した者は、京都市電子入札システムによりインターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手すること。

なお、上記の者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、入札参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

イ 下記(4)イに該当し、4(1)に記載の申請書等を4(3)前段に記載の持参により提出した者は、入札参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

(4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提

出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。))。

イ 入札端末機利用者カード(京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。))。

### 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の申請書等を提出する日(以下「申請日」という。)において現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日(4)にあつては、公告の日から入札参加資格確認の日までの間)において、次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有していること。
- (2) 本市の「競争入札参加有資格者名簿(測量・設計等)」の測量種目に登録されていること。
- (3) 本件の委託業務の履行に当たり、1班当たり測量士2名(うち1名は測量士補でも可とする。)から成る測量班を2班配置し得ること。

なお、配置予定の測量士又は測量士補については、常勤の自社社員(官公需適格組合においては、構成組合員の自社社員)であり、かつ開札日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

1(1)のアからカまでの入札案件のうち、複数の入札案件に入札参加資格申請を行う場合は、配置予定の測量士又は測量士補を重複して配置することは認められない。

また、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

- (4) 京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、1(1)のアからカまでの委託のうち参加を希望する入札案件について、次のア及びイに掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、複数の入札案件に入札参加資格申請を行うことも可とする。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（単価契約）（用紙交付）

イ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)に示す技術者を記載し、それぞれの技術者について、測量士又は測量士補の資格を証明する書類の写し及び雇用関係があることを証明し得る書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 期間

公告の日から平成24年2月28日（火）正午まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等の様式を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる申請書等を持参し提出すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）に必要事項を入力の上、4(1)に掲げる申請書等を、ワード、エクセル（Office2007で扱えること。以下同じ。）又はPDFファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。以下同じ。）にして添付（容量は合計で1メガバイト以内）し、京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、申請書等を持参する

者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、京都市電子入札システムにより、本件委託に係る設計図書等をダウンロードすることができる。(ただし、端末機利用者は、4(2)ア(ア)の場所で、速やかに本件委託に係る設計図書等の複写承認申請書の交付を受けると共に、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写し(有料)を入手すること。)

##### ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

##### ウ 通知予定期日

平成24年3月1日(木)

##### エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成24年3月5日(月)午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

#### 5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

#### 6 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入

札すること。

- (2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書等を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)に定める期限までに電子入札システムの申請書等を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の申請書等を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。)は、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

- (4) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、業務種別ごとの単価、当該単価に予定数量を乗じた価格及びその価格の合計である総価を記載した単価表(以下「単価表」という。)を提出しなければならない。

なお、単価表の様式は、入札参加資格の確認結果通知後に別途示す。

#### ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、ワード、エクセル又はPDFファイル(容量は1メガバイト以内)にして添付すること。

#### イ 端末機利用者の場合

単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、表面に委託件名、履行場所及び会社の商号又は名称を記載した封筒に封入、封かんして、入札期間中に4(2)ア(イ)の場所に持参すること。

- (5) 単価表には、業務種別ごとに、単価(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額とし、必ず「整数」とすること。)及び価格(単価に予定数量を乗じた価格)をそれぞれ記載し、業務種別ごとの価格の合計を総価の欄に記載すること。

なお、単価表が提出されない場合又は提出された単価表に誤りがある場合は、当該入札は無効とする。

- (6) 入札金額は、総価の額を入力すること。
- (7) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (8) 落札の決定は、総価の比較により行う。
- (9) 落札者は、総価に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (10) 契約の締結は、単価による契約とする。契約金額は、落札者が提出した単価表に記載した単価に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- (11) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあつては名称）、予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。
- (12) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者に満たないときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。
- (13) 本件入札において、入札者が二者に満たないときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

## 7 入札期間及び開札日時等

### (1) 入札期間

平成24年3月15日（木）、16日（金）及び19日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札日時

平成24年3月21日（水）午前9時から順次開札し、落札者を決定する。

### (3) 落札者に対する通知

落札者決定の日に、次のア及びイのとおり通知する。

#### ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

#### イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

### (4) 落札者以外の入札参加者に対する通知



ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成24年3月22日（木）午前9時から26日（月）午後5時まで（ただし、休日を除く。）の間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成24年3月26日（月）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

(5) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成24年3月22日（木）午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

1(1)に記載の全ての委託について、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

1(1)に記載の全ての委託について、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

10 その他

(1) 本件委託に係る予算については、落札決定の日においてはまだ成立していないため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、予算について議会の議決があった後に、本契約を締結するものとする。

なお、予算について議会の議決が得られなかった場合は、当該仮契約は解除する。

(2) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(7) に同じ。
- (6) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
- ア 契約者が、非落札者に当該委託を再委託すること。
- イ 非落札者が、契約者から当該委託を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)